

下のフローチャート図を参考に、確定申告や市民税・県民税の申告が必要かどうかを「」確認ください。

申告が必要なかたは早めに準備し、期間内に申告しましょう。

▼**申告書を配布中です（3月15日（金）まで）**

■**確定申告書** 市役所1号館2階、中央公民館（2月18日（月）～配布）※数に限りあり。税務署から郵送可。国税庁ホームページからダウンロード可

▼**市・県民税申告書** 市民税課、各出張所・派出所・サービスセンター・中央公民館（2月18日（月）～配布）

※昨年中に平成30年度市・県民税申告書を提出したかたには1月28日（月）、同申告書を発送しま

# 申告の受付が始まります

## 確定申告（所得税および復興特別所得税） 市民税・県民税（住民税）申告

【申告期間】2月18日月～3月15日金

※土・日曜日を除く



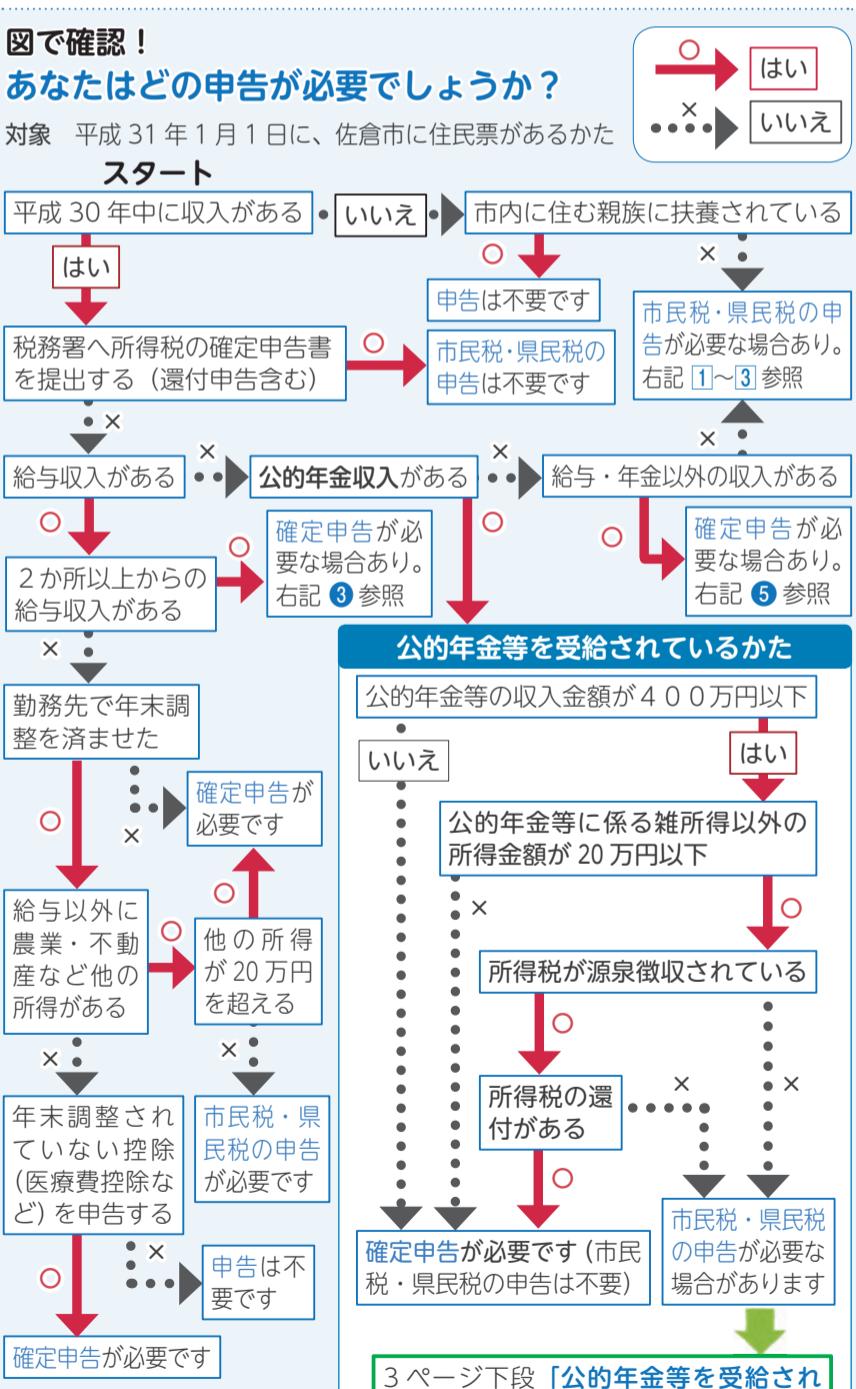


今年も確定申告の時期となりました。  
市内では、中央公民館に申告書の作成会場を設置します。

また、確定申告書の提出は、郵送やインターネットでも受け付けています。

申告が必要なのはどんなひと? ..... 1 ページ
申告会場のご案内 ..... 2 ページ
申告に必要な書類など ..... 3 ページ
市民税・県民税の配偶者控除が大きく変わります ..... 4 ページ

【問い合わせ】市民税課 ☎ (484) 6115



※この図は一般的な事例です。当てはまらない事例や載っていない事例もありますので、不明な点は、支店税課へお問い合わせください。

# 確定申告 特集号

# 申告が必要なのはどんなひと? (左図参照)

**市民税・県民税申告**



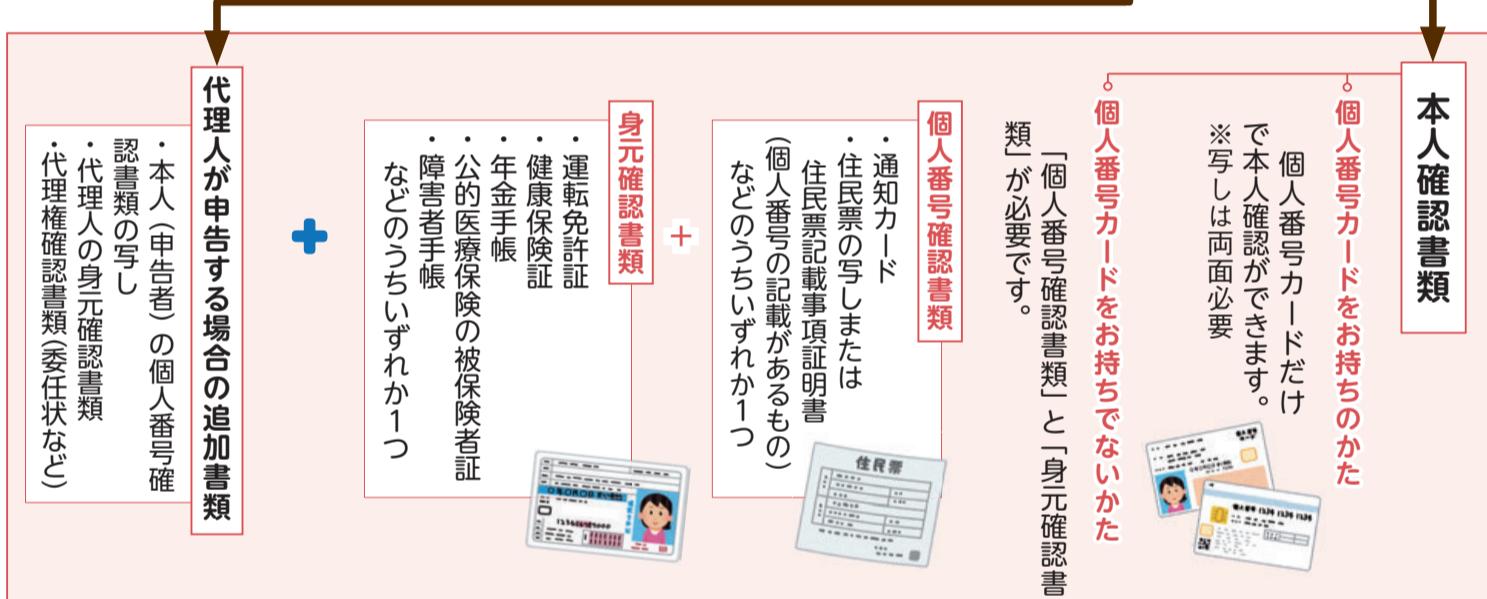


### 3 申告に必要な書類など

申告には、**個人番号**(マイナンバー)の記載と**本人確認の手続き**が必要です。



項目	持ち物・必要書類	
	申告者全員	代理人のかた(本人分以外の申告をするかた)
所得関係	給与所得者・公的年金受給者	e-Taxを利用したことのあるかた
代理人のかた(本人分以外の申告をするかた)	□申告するかた(本人)の個人番号確認書類の写し □代理人の身元確認書類 □代理権確認書類(委任状など)	□申告者本人の確認書類 印鑑(スタンプ印不可) 計算機 □筆記用具 申告者本人の振込先口座のわかるもの(申告者名義の預貯金の通帳など)
控除関係	社会保険料控除 生命保険料控除・地震保険料控除 扶養控除 配偶者(特別)控除	□平成30年分の給与所得の源泉徴収票(原本) □平成30年分の国民年金保険料の控除証明書(原本) □平成30年中の支払額がわかるもの(例:領収書、市から送付した「年間納付済額のお知らせ」など) □平成30年中の介護保険料の支払額が分かるもの(領収書など) □平成30年分の支払い保険料の控除証明書(原本) □申告するかた(控除対象配偶者や扶養親族など)の個人番号がわかるもの
そのほか	寄附金控除 (ふるさと納税のみ)	□ふるさと納税で支払った金額のわかるもの □そのほか控除等対象者認定書 □障害者手帳



#### ◆本人確認の手続きは…

- ▼中央公民館で申告する場合
  - ↓本人確認書類を提示
- ▼郵送で提出する場合
  - ↓本人確認書類の写しを添付

#### ◆公的年金等を受給されているかたへ

- ▼公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のかたで、次に当てはまるときは、申告が必要な場合があります。(1ページ参照)
- ▼所得税の還付(納め過ぎの税金を返してもらうこと)を受ける場合
  - ↓確定申告が必要

- ▼公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合
  - ↓市民税・県民税申告が必要
- ▼公的年金等に係る雑所得以外の申告が必要な場合は、市・県民税の申告は不要です



# 市民税・県民税の配偶者控除が大きく変わります



働きたいかたが、就業調整を意識しなくて済むよう、配偶者控除と配偶者特別控除について、条件と控除額が見直されました。(平成29年度税制改正)

平成31年の申告(平成30年分所得)から適用となります。



## 控除対象となる納税者本人と配偶者の所得

合計所得金額	給与所得	給与収入	会社員の場合の1月1日～12月までの年間の給与と賞与の合計額。年収のこと。	用語解説
すべての所得の合計金額(非課税所得を除く)	し引いた金額	給与収入から給与所得控除を差すこと。	31日の年間の給与と賞与の合計額。年収のこと。	

▼ 控除の対象となる配偶者のかた(扶養されるかた)の合計所得金額の上限が76万円から**123万円以下(給与収入103万円未満)**に引き上げられます  
 ▼ 納税者本人(扶養するかた)の合計所得金額が**900万円以下(給与収入112万円未満)**になると、従来通り、所得が**100万円**を超えると控除は受けられません  
 ▼ 配偶者のかた(扶養されるかた)の年間(1月1日～12月31日)所得が**38万円**を超えると控除額は段階的に少なります  
 ▼ 納税者本人(扶養するかた)の合計所得金額が**900万円(給与収入112万円)**を超えると控除額は段階的に少なります

▼ 納税者本人(扶養するかた)の合計所得金額が**1000万円以下(給与収入122万円)**であることが必要です  
 ▼ 納税者本人(扶養するかた)の合計所得金額が**900万円(給与収入112万円)**を超えると控除額は段階的に少なります  
 得金額が**1000万円(給与収入122万円)**以下であることが必要です  
 得金額が**900万円(給与収入112万円)**を超えると控除額は段階的に少なります

表1 配偶者控除の控除額 [表の()内は、給与所得のみの場合の給与収入金額]

配偶者の合計所得金額 38万円以下 (103万円以下)	納税者本人(扶養するかた)の合計所得金額		
	900万円以下 (1,120万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円
70歳以上の配偶者※	38万円	26万円	13万円

※昭和24年1月1日以前に生まれたかた

表2 配偶者特別控除の控除額 [表の()内は、給与所得のみの場合の給与収入金額]

配偶者(扶養されるかた)の合計所得金額	納税者本人(扶養するかた)の合計所得金額		
	900万円以下 (1,120万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
38万円超 90万円以下 (103万円超 155万円以下)	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 166万8000円未満)	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下 (166万8000円以上 175万2000円未満)	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下 (175万2000円以上 183万円2000円未満)	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下 (183万2000円以上 190万4000円未満)	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下 (190万4000円以上 197万2000円未満)	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下 (197万2000円以上 201万6000円未満)	3万円	2万円	1万円

表3 控除の早見表 [表の()内は、給与所得のみの場合の給与収入金額]

納税者本人(扶養するかた)の合計所得金額	配偶者(扶養されるかた)の合計所得金額	配偶者(扶養されるかた)		納税者本人(扶養するかた)	
		所得税	市民税・県民税	配偶者控除	配偶者特別控除
1000万円以下 (1,220万円以下)	31万5000円以下 (96万5000円以下)	かかるない		受けられる	受けられない
	31万5000円超 38万円以下 (96万5000円超 103万円以下)	かかるない	かかる (注)	受けられる	受けられない
	38万円超 123万円以下 (103万円超 201万6000円未満)	かかる (注)		受けられない	受けられる
	123万円超 (201万6000円以上)	かかる (注)		受けられない	
1000万円超 (1,220万円超)	31万5000円以下 (96万5000円以下)	かかるない		受けられない	
	31万5000円超 38万円以下 (96万5000円超 103万円以下)	かかるない	かかる (注)	受けられない	
	38万円超 123万円以下 (103万円超 201万6000円未満)	かかる (注)		受けられない	
	123万円超 (201万6000円以上)	かかる (注)		受けられない	

(注) 扶養親族数や生命保険料控除などの金額によって、かかる場合があります

扶養の判定ラインです  
(表3参照)

配偶者のかたの合計所得金額が、38万円超(123万円以下)(給与収入103万円超(201万6000円未満))の場合、配偶者特別控除は受けられますが、扶養人別控除は受けられません。  
そのため、市民税・県民税の非課税判定で、扶養者の人数に含まれません。  
▼ 配偶者のかたが障害をお持ちの場合でも、納税者本人(扶養するかた)に障害者控除は適用されません。



次に、配偶者のかたの年間パート収入(給与収入)が、103万円以下であれば、市民税・県民税、所得税の配偶者控除を受けられます。(表1)  
収入103万円を超えた場合でも、201万6000円未満であれば、配偶者控除を受けられます。(表2)



書を作成できます。  
今年から、スマートフォンやタブレット端末に最適化したデザインで申告書を作成できるようになりました。また、マイナンバーカードとe-Taxカードがなくてもe-Tax(電子申告)が利用できる「e-Tax」が導入されました。  
ただし、利用には税務署での届け出が必要です。



e-Taxが更に便利に  
スマートフォン専用画面も登場

よくあるご質問 Q&A

【市民税・県民税申告に関する問い合わせ】 市役所市民税課 ☎ (484) 6115